

## 定期試験の際の注意事項

1. 定期試験の公示は、原則として、試験 1 週間前に掲示する。
2. 試験時間は、原則として 60 分とする。
3. 受験するときは、試験場において学生証を机上に置くこと。  
(忘れた場合は学務担当に申し出て仮学生証の交付を受けること。)
4. 答案用紙は、所定以外のものを使用してはならない。
5. 答案用紙は、配布を受けたもの全部を必ず提出すること。  
(回答の正否に関係なく、学籍番号、氏名を記入して提出のこと。)
6. 病気、事故等により試験を受けなかったときは、追試験を受けることができる。  
(ただし、成績不合格による再試験は実施しない。)  
追試験を願い出るときは、その試験のあった日から 1 週間以内にその旨を学務担当に届け出ること。  
(所定の様式による。病気の場合は診断書が必要)
7. 筆記用具及び特に許可された物以外は必ずかばん等に整理して足下に置くこと。
8. 試験中の不正行為  
試験中（試験期間外の試験、追試験、またレポート作成も含む）の不正行為。  
次の各号のいずれかに該当する者は、不正行為科目及び当該学期中の全専門教育科目の単位を無効とし、かつ学則第 57 条に基づき処分する。
  1. 他人に受験を代行させた者
  2. 不正な手段により答案を作成、または作成しようとした者
  3. 不正な手段により答案作成を援助した者
  4. 答案作成に関して監督者の指示に従わなかった者
  5. その他不正行為を行ったと認められる者